

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき、令和 6 年度江津市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めます。

第 1 章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画対象区域

江津市の行政区域全域とします。

(2) 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 一般廃棄物の計画排出量

単位：t

	令和 4 年度排出量	令和 6 年度計画排出量
可燃ごみ（燃やせるごみ）	6,276	5,740
不燃ごみ（燃やせないごみ）	404	406
資源ごみ	658	725
合計	7,338	6,871

※少数点第一位以下四捨五入

2. 処理の主体

(1) ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

本市管内から排出されるごみの処理主体を排出から処理・処分に至る段階ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化し示します。

排出者	ごみの種類	発生・排出 削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
市民	可燃ごみ (粗大ごみ 含む)	市民	本市	浜田地区広 域行政組合	浜田市
	不燃ごみ (粗大ごみ 含む)			本市	本市
	資源ごみ				
事業者	可燃ごみ	事業者		浜田地区広 域行政組合	浜田市
	資源ごみ			本市	本市

※事業者から排出される資源ごみのうち、紙類の施設持込み分は本市にて処理

注) 処理主体には委託処理を含む

3. ごみ処理の施策

(1) ごみの発生・排出削減計画

ごみの発生・排出削減は、実際に取組を行う市民及び事業者の意識向上により推進していくものとし、また、市民及び事業者と行政との連携を図ることでより効果的なものとなります。

今後、具体的に取り組む施策は以下の体系に基づいて実施していくものとします。

区分	事業名等	内容
市民・事業者の意識向上	市民活動の支援	市民に対して様々な情報を提供し、加えて市民グループ等との連携を図るなど、市民の自主的な環境保全に関する活動を支援していくものとします。
	地域学習と学校教育の推進	地域の自治会やコミュニティ活動における環境学習への住民参加を促進し、子どもたちによる3Rなどの実践活動と連携した活動の推進を行うものとします。また学校においては授業や環境学習に取り組み、児童・生徒の意識を高めるため、「こどもエコクラブ」への参加や児童会・生徒会などの自主的活動を促進します。
	ごみ出しに関するルールの徹底・情報発信	市のごみ出しルールの徹底に加え、広報紙により、ごみ減量化やリサイクルに関する具体的な取組方法を紹介するなど定期的な情報発信を行うものとします。また、環境保全の取組を情報発信する環境イベントなどを開催し、誰もが参加・

		体験できる内容として市民の環境保全の意識向上を図っていくものとします。
	ごみ処理に関する理解度向上の推進	ごみ処理施設の見学等により、市民に自分たちの排出したごみがどのように処理されていくのか自ら確認してもらうことで、ごみ処理に関する知識等を深めていくものとします。
	マイバック持参運動の推進	マイバック持参運動を推進するため、広報紙等での啓発や事業者の協力を得て、マイバック持参率や環境意識の向上を図るものとします。また、レジ袋有料化の仕組みを構築し、市民の理解と事業者の協力を得るとともに、市民団体等との連携を強化していくものとします。
	家庭ごみ・事業ごみ減量の推進	市民に対してイベントや広報等を通じてごみの減量やリサイクルの啓発を行い、具体的な取組の実践を推進していくものとします。また、事業系ごみの削減方法等についてホームページなどで情報提供を行い、商工会議所等との連携を図りながら事業者のごみの減量・リサイクルの推進を支援していくものとします。
	プラスチック製品の利用削減	市民に対して、海洋プラスチック問題など身近な環

		境の悪化を伝えるとともに、具体的な行動変容を促すことを推進していくものとしします。
	食品ロス削減	市民に対して、食品ロスの問題を判りやすく伝えるとともに、具体的な行動変容を促すための情報を発信していくものとしします。
	リユース・リサイクルの推進	市内で再利用が進む仕組み及び場の提供に努めていくものとしします。
市民との協働推進	地域の環境リーダー育成	江津市衛生組合協議会と連携を図り、研修会を開催するなどにより、地域住民に対してごみの出し方や環境美化等の指導を行う地域リーダーを育成していくものとしします。
事業者との協力推進	販売店への協力要請	スーパー等の販売店に対し、マイバック持参運動の推進や資源物の店頭回収などの協力を要請していくものとしします。また、販売店における活動を市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取組を推進していくものとしします。
	しまエコショップの推進	本市内で営業を行っている販売店等の事業者に対し、しまエコショップ制度の認定を受けるよう協力要請し、本市において地球にやさしい買い物がしやすい環境を整えていくものとしします。

協議体制の整備	江津市衛生組合協議会等の開催	ごみの減量化やリサイクル推進を具体的かつ効果的に取り組んでいくため、江津市衛生組合協議会を通じて、市民や事業者等との連携を図っていくものとします。また、必要に応じて、江津市環境審議会、江津市廃棄物減量等推進審議会を通じて、ごみ処理及び清掃等に関する事業、ごみの減量化、資源化等に関する事業について意見交換を図っていくものとします。
---------	----------------	---

(2) 再生利用計画

ごみの再生利用に関し、具体的に取り組む施策は以下の体系のとおりです。

区分	事業名等	内容
マテリアルリサイクルの推進	資源ごみ分別徹底の啓発	容器包装廃棄物等のリサイクル量を増加し、資源化に向けた処理の効率化や資源物の品質を高めるため、また排出された資源ごみを100%有効利用するため、資源ごみ中に異物が混ざらないよう啓発を進めるとともに、分別の悪いものについては収集しない等の措置をとるなど、ごみ分別の徹底を図っていくものとします。
	可燃ごみ処理残渣のリサイクル	エコクリーンセンターにおける可燃ごみの処理残渣であるスラグ、メタルにつ

		いて、浜田地区広域行政組合と連携し、土木資材や再資源物として更なる有効利用を図っていくものとします。
	新たなリユース・リサイクル施策の推進	可燃ごみとして処理されているプラスチック資源について、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収や新たな分別回収など、プラスチック資源化に向けた推進施策について検討し、プラスチックのマテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルを推進していくものとします。
サーマルリサイクルの推進	可燃ごみ処理の排熱利用	可燃ごみについては、エコクリーンセンターで処理を行い、引き続きサーマルリサイクルを行っていくものとします。なお、可燃ごみに水分が多い場合、その水分の蒸発のために熱が使われてしまい、サーマルリサイクルの効率が落ちることから、分別の徹底と併せて生ごみの水切り等を推進します。
使用済小型家電リサイクルの推進	小型家電リサイクル推進体制の整備	使用済み小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講じるとともに再資源化を適正に実施し得る者に引渡すように努めます。使用済み小型電子機器等については、「金物類」の分別区分に鍋や刃物類と

		<p>いった金属類と混在した状態で分別収集しており、島の星クリーンセンターにて小型電子機器等のみを一部ピックアップ回収しています。今後も再資源化を適正に実施し得る引取業者への引き渡しに努めるとともに、平成31年4月に使用開始した「江津市小型家電リサイクルストックヤード」を保管施設として有効に活用し、現状と同様にピックアップ回収を中心とした回収体制を継続しつつ、小型家電類のみの新たな分別区分の設定についても可能性を調査検討するものとします。</p>
--	--	---

(3) 適正処理計画

ごみの適正処理を行うため、収集運搬、中間処理、最終処分及びその他のごみ処理に関連する事項に関して、以下の体系に基づき施策を実施していくものとします。

区分	事業名等	内容
収集運搬に関する施策（収集・運搬計画）	高齢化社会への対応	<p>高齢化の進行とともに高齢者や介護が必要な市民の増加が予想されることから、これらの市民や障害を持つ市民などごみの排出が困難な市民を対象とした福祉向上のための最善の方策について検討していくものとします。</p>
	一般廃棄物処理業の許可	<p>廃棄物の処理及び清掃に</p>

		<p>関する法律第7条の規定に基づき本市の許可を受け、一般廃棄物の収集運搬または処分を行う一般廃棄物処理業者は、本市の行う施策に協力するものとし、本市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）に沿って適正な一般廃棄物処理業務を遂行するものとします。なお、一般廃棄物処理業の許可件数については、現状のごみ排出状況において収集運搬及び処分は滞りなく行われていること、また、今後は基本計画に基づき発生量を削減していくことなどを勘案し、原則として当面の間は現状を維持し、新たな許可は行わないものとします。</p>
<p>中間処理に関する施策（中間処理計画）</p>	<p>可燃ごみの処理</p>	<p>可燃ごみについては今後も浜田市と本市で構成する一部事務組合である浜田地区広域行政組合エコクリーンセンターでの処理を継続していくものとします。</p>
	<p>不燃ごみの処理</p>	<p>資源となる金属類のリサイクル及び不燃ごみの減容化のため、引き続き現行の処理体制を継続して処理していくとともに、安定した適正処理を行うため、計画的に施設の保守管理を行うものとします。</p>

	<p>資源ごみの処理</p>	<p>ステーション方式及び拠点回収により収集された資源ごみについては、引き続き現行の処理体制を継続していくとともに、安定した適正処理を行うため、計画的な施設の保守管理を行うものとします。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」が令和4年4月から施行されたことをうけ、本市で排出されるプラスチックごみの再資源化促進を図る方策について、検討することとします。</p>
<p>最終処分に関する施策（最終処分計画）</p>	<p>最終処分場運営方針の検討</p>	<p>島の星クリーンセンターの最終処分場は、平成7年度に規模43,000m³の施設として使用を開始し、平成28年度には嵩上げ工事（1段目）と浸出水処理施設改修工事を実施し、埋立容量を10,000m³増加させたところであり、今後、2段目の嵩上げ工事を行うことでさらに10,000m³を増加させることが可能な状況に整備したところです。引き続き、ごみの適正処理を行っていくためには、最終処分場は必ず必要となる施設ですが、一方で、今後、新たな施設整備を行うことは極めて困難な状況にあります。以上の状況</p>

		<p>を踏まえ、最終処分場については新たな整備は行わず、現施設をできる限り長期間継続使用していく方針とします。また、できるだけ長期間使用していくための方策について、様々な観点から検討を行っていくものとしてします。</p>
	<p>最終処分場の適正管理</p>	<p>現処分場の使用期間中は、廃棄物処理法に基づく適正管理が必要であり、埋立終了後についても同様です。そのため、引き続き、廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めるものとしてします。</p>
<p>その他の施策</p>	<p>地球温暖化防止対策</p>	<p>廃棄物処理分野から排出される温室効果ガスは増加していることから、持続可能な社会を構築していくうえでは、廃棄物処理においても何らかの対策を講じていく必要があります。そのため、以下に示す施策の実施または検討を行い、温暖化防止対策への取組を推進していくものとしてします。</p> <p>① マイバッグ持参・レジ袋削減</p> <p>レジ袋の原料は石油製品であることから、レジ袋を削減することで石油の消費量を削減することが可能です。そのため、マイバッグ持</p>

		<p>参運動を推進し、レジ袋を削減し、レジ袋製造時・廃棄時の CO₂ 排出量削減を行うものとしします。</p> <p>② 生ごみの減量</p> <p>エコクリーンセンターではごみ処理時の排熱を利用して発電を行い、電力会社からの電力購入量を減らすなど CO₂ 排出量の削減に資する取組が行われています。しかしながら、ごみに含まれる水分の蒸発にもエネルギーが使われており、可燃ごみの水分が多い場合は発電効率が低下することとなります。そのため、エコクリーンセンターでの発電効率を向上させる方策として、水分の多い生ごみについて水切りの徹底や、堆肥化等により可燃ごみへの混入量を減らすことなどを推進していくものとしします。</p>
	不法投棄対策	<p>不法投棄に関しては、監視パトロールの実施や不法投棄発見時に警察に通報することなどにより防止・撲滅を図っていくものとしします。</p>
	在宅医療廃棄物の取扱	<p>在宅医療廃棄物による事故防止の観点から、注射器・注射針など鋭利で危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収を行うものとしします。</p>

		す。ただし、透析用パックやチューブなどの非鋭利で感染性のないものについては可燃ごみとして取り扱うものとしします。
	災害廃棄物対策	災害時に発生する廃棄物は、多種・多様にわたり、かつ大量に発生することが多いことから、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、できるだけ速やかに回収するものとし、県の廃棄物対策部署等、関係機関との連携も図り適正な処理を行うものとしします。
	漂着ごみ対策	海岸漂着ごみの処理は、主に各海岸管理者が行っていますが、その一部については地域住民のボランティア等により行われており、運搬が困難なごみや、薬品の入った容器、注射針など様々な危険なごみが存在し、また、際限なく流れ着くなど、ボランティア等では対応が困難な場合が数多くあります。そのため、ボランティア等では対応困難なごみについては、本市において回収・処理を行い、各海岸管理者が回収したごみの処理については、本市の処理施設で受け入れ可能なものに限り、できる限りの協力をするものとしします。
	ごみ減量化施策の推進体制	ごみ減量化へ向けた施策

		<p>を有効性のあるものとし、また、継続して行っていくためには、実際にごみ減量に取り組むことになる市民・事業者との連携が重要となります。本市では、ごみ処理に関連する事項について市民・事業者への諮問を行う機関として「江津市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。今後、ごみ減量化に関する施策については、「江津市廃棄物減量等推進審議会」において施策の有効性等について市民・事業者に諮り、効果的な施策展開を図っていくものとします。</p>
	<p>廃棄物に関する法令等に準拠した適正処理の実施</p>	<p>近年、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年4月1日施行）」や、平成27年12月21日の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け改正された「廃掃法施行令（平成27年12月21日公布）」など、社会情勢、国際情勢等の変化を背景に、様々な廃棄物に関する法令等の整備が進められています。これらの動向を注視しつつ、法令等に準拠した適正処理体制の整備及び適正処理の実施を行っていくものとします。なお、水銀使用廃製品については市役所窓口等に回</p>

		<p>収ボックスを設置し、市民に分別排出を呼びかけ適正回収したのち、資源化業者への引き渡しを行うものとします。また近年、小型バッテリーやリチウムイオン電池等が原因と思われる発火事故が全国的に増えており、分別の徹底を呼びかけていくものとします。</p>
--	--	---

4. 分別収集計画

分別収集を行うごみは、引き続き現在対象としている品目とし、現行の体制を維持していくものとします。

(1) 収集体制

一般廃棄物の種類	収集頻度	収集方法
燃やせないごみ	1回/月	ステーション方式
燃やせないごみの粗大ごみ	1回/月	ステーション方式
燃やせるごみ	2回/週	ステーション方式
燃やせるごみの粗大ごみ	1回/月	ステーション方式
資源ごみ	1回/月及び随時	ステーション方式及び拠点回収(1箇所)
直接搬入	随時	自己搬入又は許可業者による

(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	所在地	電話番号
(有)島根環境保全センター	江津市和木町 1148-65	52-3991
(有)宮内商店	江津市嘉久志町イ 1711-7	52-1007
(資)ヤスタ	江津市二宮町神主口 58-3	53-0465
森下建設(株)	江津市桜江町市山 543-16	92-1360

5. 中間処理計画

本市から排出されるごみは、可燃ごみについては効率的な処理を行うため、浜田地区広域行政組合を主体とする広域処理を行うものとします。不燃ごみについては、島の星クリーンセンターにて処理を行うものとします。また、資源ごみについては江の川リサイクルセンターにて処理を行います。

(1) 施設の概要

焼却施設

施設名	エコクリーンセンター
所在地	江津市波子町ロ 321 番 1
処理対象物	燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ
処理能力	98 t / 日 (49 t / 日 × 2 炉) 発電能力 1,800kw
処理方式	高温ガス化直接溶融炉 (24 時間稼働)

不燃ごみ処理施設

施設名	島の星クリーンセンター
所在地	江津市島の星町 288 番地 13
処理対象物	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ
処理能力	14 t / 日 (5 h)
処理方式	回転式衝撃せん断併用型破碎機

資源化施設

施設名	江の川リサイクルセンター
所在地	江津市島の星町 288 番地 13
処理対象物	缶類、びん類、ペットボトル、発泡スチロール、ダンボール、その他紙類、容器包装プラスチック類、飲料用紙パック
処理能力	スチール缶 0.65 t / 5 h、アルミ缶 0.37 t / 5 h、びん類 1.01 t / 5 h、ペットボトル 0.07 t / 5 h、発泡スチロール 0.1 t / 5 h、ダンボール 0.18 t / 5 h、その他紙類 0.12 t / 5 h、容器包装プラスチック類 0.17 t / 5 h、飲料用紙パック 0.1 t / 5 h、
処理方式	缶類 (選別・圧縮・貯留) びん類 (手選別・ストックヤード) 発泡スチロール (溶融・成形・貯留) ペットボトル、ダンボール、その他紙類、容器包装プラスチック類 (圧縮・梱包・貯留) 飲料用紙パック (梱包・貯留)

6. 最終処分計画

本市では、可燃ごみ処理において発生する溶融飛灰については浜田市に委託処分とし、それ以外の最終処分が必要なごみについては本市の最終処分場にて埋立処分するものとします。

(1) 施設の概要

最終処分場

施設名	浜田市埋立処分場	浸出水処理施設
所在地	浜田市生湯町 920 番地	浜田市生湯町 935 番地
埋立容量 (処理能力)	61,900 m ³	70 m ³ /日
埋立方式 (処理方式)	サンドイッチ方式	生物処理 (回転円盤)、凝集沈殿処理、高度処理 (活性炭吸着)

施設名	島の星クリーンセンター最終処分場施設	島の星クリーンセンター浸出水処理施設
所在地	江津市島の星町 288 番地 13	江津市島の星町 288 番地 13
埋立容量 (処理能力)	63,000 m ³	30 m ³ /日
埋立方式 (処理方式)	セル方式	生物処理 (回転円盤)、凝集沈殿処理、高度処理 (活性炭吸着)

第2章 生活排水処理実施計画

1. 生活排水の排出状況

(1) 計画区域

江津市の行政区域全域とします。

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 生活排水の排出状況

令和4年10月1日現在

区分	人口（人）
行政区域内人口	22,254
計画処理区域内人口	22,254
非水洗化人口	6,019
し尿収集人口	5,819
自家処理人口	200
水洗化人口	16,235
下水道人口	3,784
浄化槽人口	12,451
合併浄化槽人口	4,832
補助合併人口	2,403
その他合併人口	2,429
コミュニティプラント人口	0
農業集落排水人口	1,658
単独浄化槽人口	5,961
生活排水処理人口	26,235
生活排水処理率	73%

2. 処理の主体

(1) 生活排水の処理主体

本管内から排出される生活排水の処理主体を明確化し示します。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	江津市
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	江津市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	江津市及び個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	江津市

3. 生活排水の処理計画

(1) 公共下水道で処理する区域

公共下水道の整備計画区域とします。

(2) 集落排水処理施設で処理する区域

集落排水処理施設の整備計画区域とします。

(3) コミュニティプラントで処理する区域

コミュニティプラントの整備計画区域とします。

(4) 浄化槽による処理を推進する区域

公共下水道、集落排水処理施設及びコミュニティプラントの計画区域を除く江津市全域を浄化槽による処理の推進区域とします。

4. し尿、浄化槽汚泥の処理計画

区分	し尿	浄化槽汚泥
収集主体	許可業者	許可業者
収集区域	江津市全域	江津市全域
収集回数	随時	随時
収集方法	戸別収集方式	戸別収集方式
搬入場所	江津浄化センター	

5. 中間処理計画

(1) 施設の概要

施設名	江津浄化センター
所在地	江津市敬川町 2326 番地 3
処理方式	脱水分離+稀釈+下水道放流
処理能力	46.4kl/日

6. 最終処分計画

(1) 施設の概要

種別	し渣混合脱水汚泥
処分方法	炭化処理
処分先	外部委託

7. し尿・浄化槽汚泥収集運搬業許可業者

(1) 収集運搬業

①し尿

業者名	所在地	電話番号
(有)江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	52-4000
(有)江津公衛社	江津市嘉久志町イ 1317-4	52-1466

②浄化槽汚泥

業者名	所在地	電話番号
(有)石見浄化槽センター	江津市都野津町 2307-43	53-1515
(有)島根環境保全センター	江津市和木町 1148-65	52-3991

※し尿・浄化槽汚泥収集運搬業の許可について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき本市の許可を受け、一般廃棄物の収集運搬または処分を行う一般廃棄物処理業者は、本市の行う施策に協力するものとし、各法令に沿って適正な一般廃棄物処理業務を遂行するものとし、

なお、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業の許可件数については、現状の排出状況において収集運搬は滞りなく行われていること、また、今後においては、新たな市場の拡大も見込めないため、新規業者の参入を認める状況にないと考えられることなどを勘案し、原則として当面の間は現状を維持し、新たな許可は行わないものとし、